

# 告 示

## 埼玉県告示第千八十号

埼玉県議会平成二十九年九月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,829,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,867,509,134千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		159,641,647	2,829,323	162,470,970
	3 委託金	3,150,435	2,829,323	5,979,758
歳入	合計	1,864,679,811	2,829,323	1,867,509,134

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		87,630,775	2,829,323	90,460,098
	7 選挙費	64,191	2,829,323	2,893,514
歳出	合計	1,864,679,811	2,829,323	1,867,509,134